



2026年6月23日

各 位

会 社 名 株式会社大光銀行
代表者名 取締役頭取 川合 昌一
(コード番号 8537 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員総合企画部長 近藤 慎一
電 話 番 号 (0258)36-4111 (代表)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 割 当 日	2026年7月22日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当行普通株式 15,251株
(3) 処分価額及び 処 分 総 額	1株につき2,727円 ※本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第202条の2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2026年6月22日）における東京証券取引所スタンダード市場における当行普通株式の終値（2,727円）を処分価額とし、当該処分価額に上記の処分する株式の数を乗じた金額41,589,477円を処分総額としております。
(4) 処分先及び その人数並びに 処分株式の数	当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名 15,251株

2. 処分の目的及び理由

当行は、2026年5月15日開催の取締役会において、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2026年6月23日開催の第124回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して支給する報酬は、当行の普通株式とし、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬としての当行の普通株

式の総額は、年額60百万円以内、対象取締役に対して発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年47,000株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当行と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた日より、当行の取締役の地位を退任した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当行が、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当行普通株式の発行又は処分を行う方法により、対象取締役に対し当行普通株式の発行又は処分をする制度であり、対象取締役は、当行の普通株式について発行又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたします。その1株当たりの普通株式の額は、当行の普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当行の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

なお、当該発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当行の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当行が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経たうえで、本制度の目的、当行の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役7名に対し、職務執行の対価として当行の普通株式合計15,251株を付与することを決議いたしました。

本自己株式処分において、当行と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年7月22日（以下「割当日」といいます。）から当行の取締役の地位を退任した直後の時点までの期間

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が職務執行開始日から当行の定款に定める任期の終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中、継続して、当行の取締役の地位にあったことを条件として、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当行の取締役の地位を任期満了その他の正当な事由（死亡による退任を含む）により退任した場合には、対象取締役の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、割当日を含む月から対象取締役の退任の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当行による無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当行は当然に無償で取得する。また、当行は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要しない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、割当日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当行は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当行は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

以 上

<p>【本件に関するお問い合わせ先】 TEL：0258-36-4111 人事部（秘書室） 清塚・伊藤（内線：3591）</p>
